



# 平成 30 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する 赤い羽根共同募金パートナー認定団体募集の手引き

〈パートナー認定団体の助成事業は平成 31 年度(2019 年度)に実施〉

## 目 次

赤い羽根共同募金テーマ型募金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

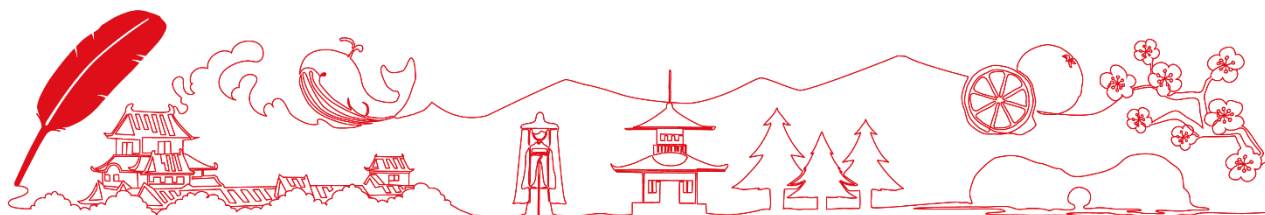
平成 30 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する  
赤い羽根共同募金パートナー認定団体【募集要項】・・・・・・・・ P2～P4

平成 30 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金パートナー認定団体申請書(様式 1)は、下記の  
本会ホームページ(URL)から、ダウンロードして下さい。

社会福祉法人和歌山県共同募金会 URL <http://www.akaihane-wakayama.or.jp/>  
〒640-8319

和歌山県和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階  
TEL 073-435-5231 Email [info@akaihane-wakayama.or.jp](mailto:info@akaihane-wakayama.or.jp)

## 和歌山県共同募金会



平成 30 年 8 月作成

## 赤い羽根共同募金テーマ型募金について

### 赤い羽根共同募金について

平素は、赤い羽根共同募金運動にご支援ご協力賜り誠にありがとうございます。赤い羽根共同募金助成金の財源は、地域の皆様から頂いた寄付金です。和歌山県内でご寄付頂いた共同募金は、和歌山県内で行われる福祉活動に助成しています。

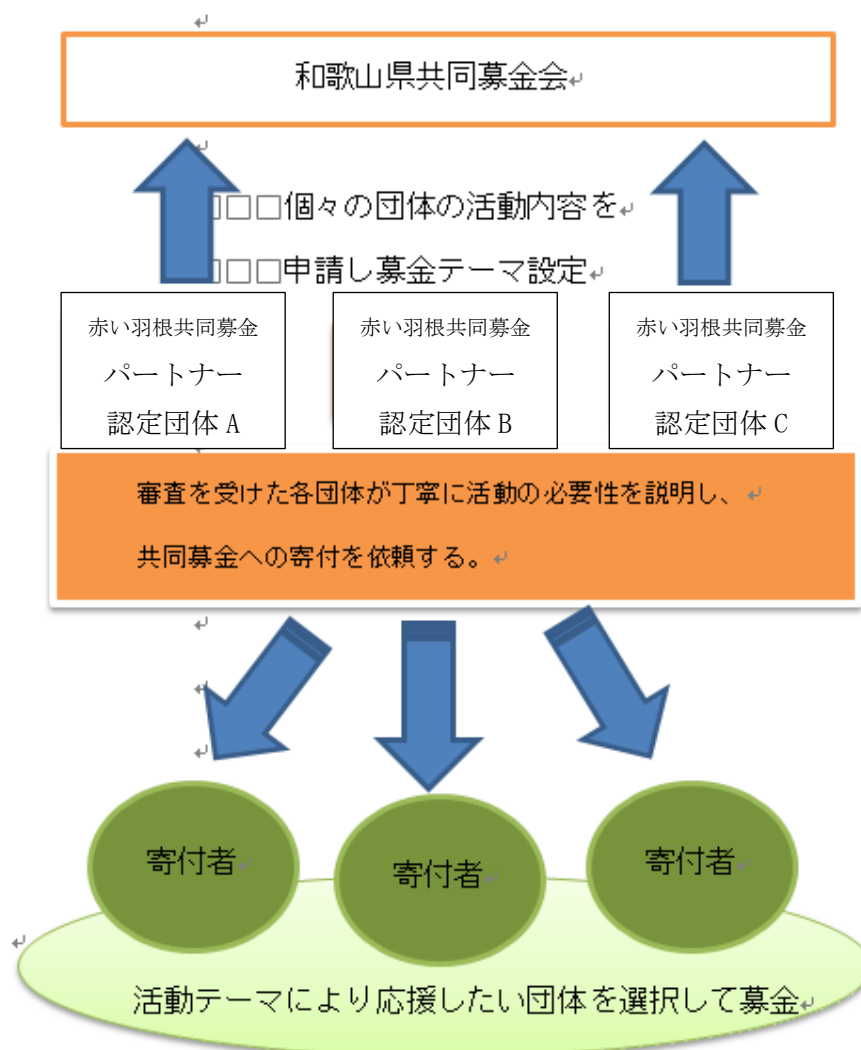
### 赤い羽根共同募金テーマ型募金について

1月～3月の募金活動期間内に、本会の認定を受けた法人や団体「赤い羽根共同募金パートナー認定団体」が抱える緊急を要する課題や、福祉課題解決のための活動に必要なとする資金について団体自らが赤い羽根共同募金として寄付を募り、課題解決に取り組む「テーマ」を明確にした募金活動です。

和歌山をもっと良くするため、このテーマ型募金を実施する赤い羽根共同募金パートナー認定団体の申請を受付けます。

### 赤い羽根共同募金テーマ型募金活動イメージ

地域住民に直接訴えながら募金活動を行う。



## 平成 30 年度赤い羽根共同募金テーマ型募金を実施する 赤い羽根共同募金パートナー認定団体【募集要項】

### 1 目的

共同募金のテーマ(つかいみち)を明確にした募金活動を実施し、共同募金会・赤い羽根共同募金パートナー認定団体(以後「パートナー認定団体」という)が協働することにより、共同募金運動の活性化を図ります。

### 2 事業内容

パートナー認定団体が取り組む緊急を要する課題や、新たな課題解決のための活動に必要な資金について、パートナー認定団体自らが共同募金を募り、福祉課題解決に取り組む助成テーマを明確にした事業です。

寄付者は、パートナー認定団体が取り組む具体的な課題[テーマ]を選んで寄付することにより、地域の福祉課題について関心をもつきっかけとなり、地域福祉への参画性を高めることができます。

パートナー認定団体は、この仕組みを活用して、広く県民に訴え、課題解決に取り組むことができます。

### 3 参加団体の対象となる活動分野 ※申請を希望する場合は、活動内容について、予め本会にご相談下さい。

福祉に係る社会・地域課題等公的な制度では解決できない様々な課題解決に取り組む活動とします。

(活動事例) 高齢者の社会からの孤立防止に関する活動、子どもの貧困対策に関する活動、虐待を受けている人の保護活動、犯罪被害者家族等への支援活動、その他地域の課題解決に取り組む活動 等

### 4 認定対象法人・団体

- A** 平成 30 年度 3 月 31 日現在開所している県内に所在する社会福祉法人の経営する社会福祉事業に基づく施設(更生保護事業法に定める更生保護施設も含む)
- B** 平成 30 年 3 月 31 日現在認証されていて県内に所在する社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人
- C** 平成 30 年 3 月 31 日現在 1 年以上の活動実績があり、県内に所在し、県内広域で社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行っている法人格がある社会福祉関係団体(法人格はないが上記に準ずる活動を行っている社会福祉関係団体を含む) ※ボランティア活動団体や地縁による団体等は認定対象としません。

### 5 助成対象経費

原則として申請事業の実施に必要な経費とし、主に次に掲げる経費

講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、通信費、賃借料、消耗品費、備品購入費、その他本会が認める経費であって、事業の実施に必要な経費。事務的な経費、懇親会(慰労会)に係る経費、人件費は対象外です。

### 6 事務経費

本会への事務手数料として、募金額の約 10%を助成金の送金の際に控除させていただきます。

### 7 スケジュール

- パートナー認定申請募集・受付 平成 30 年 9 月 3 日～9 月 28 日
- パートナー認定及び募金活動準備 平成 30 年 10 月 ～12 月 ※パートナー認定決定は 10 月予定
- 募金活動 平成 31 年 1 月 ～ 3 月
- 助成決定 平成 31 年 3 月
- 助成事業実施 平成 31 年 4 月 ～ 12 月
- 事業完了報告 助成事業完了後速やかに提出

## 8 募金運動及び助成事業実施について

<p>■パートナー認定申請方法</p> <p>次の書類を、受付期間内に本会へ提出ください。</p> <p>&lt;提出書類(当日消印有効)&gt;</p> <p>赤い羽根共同募金パートナー認定団体 申請書(様式1)</p> <p>①定款又は会則</p> <p>②役員名簿</p> <p>③前年度決算書、前年度事業報告書</p> <p>※社会福祉法人は福祉医療機構が公表する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により前年度決算の確認を行う事ができるため、前年度決算書提出は不要とします。</p> <p>④助成事業の概要についての補足説明資料</p> <p>⑤法人・団体のパンフレット(活動内容が分かるもの)</p>	<p>平成30年 9月3日～ 9月28日</p>
<p>■パートナー認定</p> <p>パートナー認定団体に決定した団体に、「赤い羽根共同募金パートナー認定通知書」を、交付します。なお、共同募金助成申請額をもって共同募金目標額を設定します。</p>	<p>平成30年 10月</p>
<p>■募金活動準備</p> <p>募金活動を実施するに当たり、本会から次の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募金資材の提供・貸与 振込用紙(手数料免除用)・その他募金資材(募金箱・羽根) 本会のデザインコンテンツデータの提供</li> <li>・広報チラシの作成 本会でデザインを統一して一括発注</li> <li>・広報支援 本会HP等での広報</li> <li>・寄付者が税制優遇を希望する場合は、寄付者の申出に基づき本会が領収書を発行します。</li> </ul>	<p>平成30年 10月～12月</p>
<p>■募金活動</p> <p>募金活動期間：平成31年1月～3月</p> <p>寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を和歌山県共同募金会へ送金頂きます。</p>	<p>平成31年 1月～3月</p>
<p>■助成決定</p> <p>募金実績に応じて、パートナー認定団体に助成をいたします。但し、本会への事務手数料として募金実績額の約10%をパートナー認定団体から控除した金額を助成いたします。募金実績が目標額を超過した場合は、本会と協議を行った上で助成をすることとします。</p>	<p>平成31年 3月</p>
<p>■助成事業実施</p> <p>助成事業実施期間：平成31年4月～12月</p> <p>なお、事業計画に変更が生じた場合や、助成事業実施期間を延長する場合等は、本会と協議を行った上で事業実施をすることとします。</p>	<p>平成31年 4月～12月</p>
<p>■事業完了報告</p> <p>助成事業完了後は速やかに完了報告書を本会に提出して下さい。</p> <p>事業費減額等により助成金に余剰金がでた場合は、その分を返金して頂きます。</p>	<p>助成事業完了後は速やかに提出</p>
<p>■その他</p> <p>本事業の実施に当たり、不適正なことが起こった場合は、パートナー認定及び助成金を取り消します。</p>	

**9 欠格要件**

- ・利用者の直接的な処遇に関係しない事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・対象がその関係者に限定されるもの
- ・助成金以外の財源によって運営が可能なもの
- ・地域の寄付者から信頼されていないもの
- ・行政所管庁の受託事業
- ・公設民営施設(指定管理者制度によるものを含む)
- ・主として営利収入をもって経営している法人及び事業(みなされるものを含む)
- ・介護保険制度に係る施設、サービス及び事業
- ・公益事業及び収益事業に係る施設、サービス及び事業
- ・事務的な事業(それに流用できる事業を含む)、人件費は対象外
- ・事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等 それに流用できる備品を含む)
- ・その他不相当と認めたもの

**10 その他**

- ・申請は、1法人(団体)1事業に限ります。
- ・提出書類不備の場合は、審査対象外となります。
- ・助成決定以前に、購入や着手した事業は対象となりません。
- ・募金活動時の、寄付金は、「共同募金」として本会へ全額を送金頂きます。
- ・助成金の送金は法人・施設・団体名義の通帳への振込となります。(個人名義不可)
- ・ご提供頂いた個人情報、助成金の審査、決定等のために使用させていただきます。

**11 お問い合わせ**

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

社会福祉法人和歌山県共同募金会

Tel 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp



<http://www.akaihane-wakayama.or.jp>